

医療・介護・福祉施設等に勤務する感染者等の家庭支援事業 チラシ

下呂市では、医療・介護・福祉施設等に勤務する方が安心して業務に従事していただくことを目的として、感染者又は濃厚接触者となった場合の買い物支援(配達)を行います。

【対象となる方】 以下の全ての条件に該当する方

1. 医療・介護・福祉施設等に勤務する方で感染者又は濃厚接触者となった場合に、親族等の協力により買い物支援を受けることができない方。
2. 16歳から64歳までの同居家族の居ない方。ただし、家族の状況に応じて、16歳から64歳までの同居家族が居ても該当となる場合もあります。

【利用の期間】

保健所から自宅待機を求められた期間(おおむね2週間程度)

【利用の流れ】

1. 申込み→2. 対象可否の連絡→3. サービス利用の説明→4. 商品注文→5. 商品配達→6. 2回目以降の依頼→7. 商品代金支払い(期間終了後)

1 連絡・お問合せ

下呂市 健康福祉部 各担当課までご連絡ください。氏名・住所・連絡先、状況等をお聞きます。対象となるかを判断し、ご連絡を差し上げます。

☆下呂市 健康福祉部 各担当課 (月～金 8:30～17:15 祝祭日、年末年始を除く)

医療関係者 健康医療課 TEL 0576-53-2101

障がい福祉施設関係者 社会福祉課 TEL 0576-52-3936

児童福祉施設関係者 児童福祉課 TEL 0576-52-2882

介護保険施設関係者 高齢福祉課 TEL 0576-53-0153

(対象となる方については、下呂市 健康福祉部から、実際に買い物支援を行う社会福祉協議会に連絡をします。)

2 サービス利用の説明・申込

下呂市社会福祉協議会からご本人様へ、サービス利用の説明・申込のためのご連絡をします。

(1)サービス利用に際し、次の①～⑤をご了承ください。

①依頼できる商品は一般的な食品、日用品(大型商品等は依頼できません。)とします。

②依頼できる回数は1週間に3回以内です。(1回の購入金額は5,000円以内とします。)

※弁当の配達を希望される場合は回数について、要相談となります。

③購入店舗やブランド、銘柄等の指定はできません。ご本人様お住まいの近辺のスーパーもしくは社会福祉協議会が選定したスーパー1店舗で購入できる商品と致します。

④一旦購入した商品の交換、返品はできません。

⑤ご希望の商品が揃わない場合もあります。

※サービス内容を理解いただきましたらサービスを開始します。初回のご依頼は、配達希望日の前日までに下呂市社会福祉協議会へ依頼してください。

3 配達

依頼をいただいた購入商品等は玄関先に置きます。配達前に電話にてご連絡いたしますので、速やかに回収ください。

配達はできる限り依頼日当日に行いますが、17:00以降及び業務の都合上、当日配達ができない場合は、翌日以降の月～金(祝祭日、年末年始は除きます)に配達を行います。

4 2回目以降の依頼

下呂市社会福祉協議会へ月～金 9:00から15:00にご依頼ください。(祝祭日、年末年始を除く)

☆下呂市社会福祉協議会 電話 0576-52-4884

5 支払

配達に関する手数料は無料ですが、購入する商品代金、有料のレジ袋代金、レシート複写代金等をご本人様の実費負担となります。(直接接触を避けるため、代金は社会福祉協議会が立替ます。)

自宅待機期間終了後、速やかに社会福祉協議会にご連絡のうえ、立替金の清算を行ってください。

※提供されました個人情報は当該事業以外の目的には使用いたしません。また、個人情報の取り扱いにつきましては、厳重に管理し、細心の注意を払い取り扱います。尚、本サービス利用状況に関しましては、下呂市に利用情報を提供いたします。